

現行計画

の骨子

I

一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる

1 情報提供と相談支援の充実

- 障がい者福祉に関する情報提供の充実
- 総合相談支援体制の確立
- 権利擁護に関する支援

2 生活を支援するサービスの推進

- 福祉サービス等の充実
- 家族介護者等への支援
- 住まいの確保
- 経済的な自立に向けた支援

3 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化

- 健康づくりへの支援
- 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化

1 一生涯を通じた生活支援システムの確立

- 発達支援体制の確立・推進
- 自立した地域生活のための支援
- 高齢になった障がいのある人への支援

2 早期療育と保育の充実

- 障がい児の早期療育の充実
- 障がい児保育の充実

3 学齢期の子どもの教育・療育の推進

- 特別支援教育の充実
- 放課後や長期休業中の活動の場の確保

4 就労支援の推進

- 就労支援ネットワークの強化
- 企業等における障がい者雇用の推進
- 福祉的就労の充実

5 社会参加活動の推進

- 生涯学習等への参加の推進
- 当事者活動の充実

1 市民の理解と協働の推進

- 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 障がいのある人を支援する地域福祉活動推進

2 快適で安全なまちづくりの推進

- ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 移動に関する支援
- 防災、防犯に関する支援

II

生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる

III

だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる

だれもが自分らしく暮らせるまちをつくる

次期計画

の骨子(案)

I

一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる

II

生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる

III

だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる

だれもが自分らしく暮らせるまちをつくる

次期計画の考え方

- 「基本理念」「基本目標」は現計画を継承する
- 「計画の体系」については、法改正等の国の動向を踏まえつつ、アンケートから抽出したニーズや課題を中心に再検討を行い、特に重要と思われるものについては施策に厚みを加える
- 「障がい福祉計画」については、国の指針に即しつつ、サービス利用の推移を踏まえ、策定する

見直しポイント

目標 I

- 障害福祉サービスを充実し質を確保する
- 福祉人材の確保及び育成をすすめる
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をすすめる

目標 II

- 発達支援体制の整備が進んでいることから、さらに充実させる
- 緊急時に対応するための地域生活支援拠点の充実を図る

目標 III

- 地域で安心して暮らせるための居場所づくりを目指し、地域共生社会の実現をはかる
- 自然災害が多く起こっている現在、調査からも多くの人が不安を感じていることから、「安全・安心なまちづくりの推進」を1つの柱とする

変更

1 情報提供と相談支援の充実

- 障がい者福祉に関する情報提供の充実
- 総合相談支援体制の確立
- 権利擁護に関する支援

2 生活を支援するサービスの推進

- 福祉サービス等の充実・質の確保
- 住まいの確保
- 福祉人材の確保・育成
- 家族介護者等への支援
- 経済的な自立に向けた支援

3 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化

- 健康づくりへの支援
- 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化
- 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

1 一生涯を通じた生活支援システムの充実

- 発達支援体制の充実・推進
- 自立した地域生活のための支援
- 高齢になった障がいのある人への支援
- 地域生活支援拠点の充実

2 早期療育と保育の充実

- 障がい児の早期療育の充実
- 障がい児保育の充実

3 学齢期の子どもの教育・療育の推進

- 特別支援教育の充実
- 放課後や長期休業中の活動の場の確保

4 就労支援の推進

- 就労支援ネットワークの強化
- 福祉的就労の充実
- 企業等における障がい者雇用の推進

5 社会参加活動の推進

- 生涯学習等への参加の推進
- 当事者活動の充実

1 市民の理解と協働の推進

- 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 障がいのある人を支援する地域福祉活動推進

2 快適なまちづくりの推進

- ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 移動に関する支援
- 地域共生社会の実現

3 安全・安心なまちづくりの推進

- 防災、緊急時の支援の充実
- 防犯に関する支援